

令和 7 年条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京丹波町表彰条例の一部改正)

第 1 条 京丹波町表彰条例（平成 2 7 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 号中「懲役又は禁固」を「拘禁刑」に改める。

(京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 2 条 京丹波町議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 4 条から第 5 6 条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京丹波町個人情報保護法施行条例の一部改正)

第 3 条 京丹波町個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 6 項及び第 7 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京丹波町暴力団排除条例の一部改正)

第 4 条 京丹波町暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(京丹波町職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 京丹波町職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条の 5 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 5 条の 6 第 1 項第 1 号及び第 5 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例の一部改正)

第6条 京丹波町民の安全で快適な生活環境を保全する条例（平成17年条例第131号）の一部を次のように改正する。

第84条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例の一部改正）

第7条 京丹波町開発及び土砂の埋立て等に関する条例（令和6年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第40条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第8条 京丹波町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成18年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第9条 京丹波町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第184号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項におい

て「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

- 4 拘禁刑に処された者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処された者は無期禁錮に処された者と、有期拘禁刑に処された者は刑期を同じくする有期禁錮に処された者とみなす。
- 5 禁錮以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴は、拘禁刑以上の刑が定められている犯罪についてされた起訴とみなす。